

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号）第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動案（概要）

I 趣旨

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号。以下「令」という。）第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動について定めることとする。

II 概要

令第1条第1項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動は、次に掲げる事業活動とする。

- (1) 土壌を使用しない栽培技術を用いて行われ、かつ、化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動
- (2) 次に掲げる物質の量を減少させる技術を用いて行われる生産方式による事業活動
 - ・家畜のふん尿に含まれる窒素、^{りん} 燐その他の環境への負荷の原因となる物質
 - ・^じ 餌料の投与等により流出する窒素、燐その他の環境への負荷の原因となる物質
- (3) 土壌への炭素の貯留に資する土壌改良資材を、農地又は採草放牧地に施用して行う生産方式による事業活動
- (4) 生分解性プラスチックを用いた資材の使用その他の取組によるプラスチック使用製品産業廃棄物等（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第2条第9項に規定するプラスチック使用製品産業廃棄物等をいう。）の排出若しくは流出の抑制若しくはこれらに伴う農林漁業に由来する環境への負荷の低減又は化石資源由来のプラスチックの使用量の削減に資する生産方式による事業活動
- (5) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第2条第4項第1号及び第2号並びに上記（1）～（4）に掲げるもののほか、その地域において通常行われる施肥及び有害動植物の防除と比較して化学的に合成された肥料及び農薬の施用及び使用を減少させる技術並びに生物の多様性の保全その他の環境の保全に資する技術を組み合わせて用いる農業に関する技術を用いて行われる生産方式による事業活動

III 施行期日

公布の日から施行する。